

## 山梨県心身障害児（者） 野外療育訓練等事業費補助金交付要綱

第1条 山梨県心身障害児（者） 野外療育訓練等事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、障害者相互の理解と連帯を深めることを目的とする事業の費用を助成することにより、在宅心身障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。

### （補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の定める範囲内とする。

### （実施主体）

第4条 この事業の実施主体は、山梨県肢体不自由児協会（以下「協会」という。）とする。

### （補助金の交付申請）

第5条 この補助金の交付申請は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

### （補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### （補助金の交付）

第7条 この補助金は、事業完了後確認のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、概算払により交付することができる。

2 協会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 協会は、補助金交付の決定を受けた後に補助事業の内容を変更(中止・廃止)する場合は、事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)により知事の承認を受けなければならない。(事情変更により事業内容が変更するもので、その内容が軽微なものを除く。)

(事業実績報告)

第9条 この補助金にかかる事業を完了したときは、事業完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から起算して1箇月以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までに事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、協会に通知する。

(証拠書類の保存)

第11条 この補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年保存しなければならない。

附則

- 1) この要綱は昭和51年4月1日より施行する。
- 2) 平成14年4月1日一部改正
- 3) 平成15年4月1日一部改正
- 4) 平成17年4月1日一部改正

(第1号様式)

第 号  
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県肢体不自由児協会  
会長 印

(元号) 年度山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等  
事業費補助金交付申請書

山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収入支出予算書
  - (3) その他知事が必要と認める書類

(第2号様式)

第 号  
(元号) 年 月 日

山梨県肢体不自由児協会  
会長 殿

山梨県知事 印

(元号) 年度山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等  
事業費補助金交付決定通知書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった(元号) 年度山梨県心  
身障害児(者) 野外療育訓練等事業費補助金については、次のとおり交付することに決定  
しました。

補助金の額 円

(第3号様式)

第 号  
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県肢体不自由児協会  
会長 印

概算払請求書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定された(元号) 年度山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

- 1 概算払請求額 円  
2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

- 3 概算払請求の理由

- 4 支払方法

口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_  
預金種別 \_\_\_\_\_  
口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義\_\_\_\_\_

(第4号様式)

第 号  
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県肢体不自由児協会  
会長 印

(元号) 年度山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等事業費補助金  
に係る補助事業の内容の変更(中止・廃止)承認申請書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった(元号) 年度山梨県心身  
障害児(者) 野外療育訓練等事業費補助金に係る補助事業を、次のとおり変更(中止・廃  
止)したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更(中止・廃止)内容
- 2 変更(中止・廃止)理由
- 3 添付書類  
別紙のとおり

(第5号様式)

第 号  
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県肢体不自由児協会  
会長 印

(元号) 年度山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等  
事業費補助金実績報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった(元号) 年度山梨県心身  
障害児(者) 野外療育訓練等事業費補助金に係る補助事業が完了したので、次のとおり関  
係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収入支出精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類